

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第11号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年香川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設立認証申請書) 第2条 条例第2条第1項の<u>申請書の</u>様式は、第1号様式のとおりとする。</p> <p>(公衆の縦覧の場所) 第3条 条例第2条第6項の公衆の縦覧の場所は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課とする。</p> <p><u>(補正書)</u> 第4条 条例第2条第8項の規則で定める様式は、第2号様式のとおりとする。</p> <p>(登記完了届出書) 第5条 条例第3条の規則で定める様式は、第3号様式のとおりとする。</p>	<p>(設立認証申請書) 第2条 条例第2条第1項の<u>規則で定める</u>様式は、第1号様式のとおりとする。</p> <p>(公衆の縦覧の場所) 第3条 条例第2条第8項（<u>条例第5条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。</u>）の公衆の縦覧の場所は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課とする。</p> <p>(設立登記完了届出書) 第4条 条例第3条の<u>届出書の</u>様式は、第2号様式のとおりとする。</p> <p><u>(社員の表決に係る情報通信の技術を利用する方法)</u> 第4条の2 条例第3条の2の規則で定める情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア <u>送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u> イ <u>送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられた</u></p>

(役員変更等届出書)

第6条 条例第4条第1項の規則で定める様式は、第4号様式のとおりとする。

(定款変更認証申請書)

第7条 条例第5条の申請書の様式は、第5号様式のとおりとする。

(定款変更届出書)

第8条 条例第6条の規則で定める様式は、第6号様式のとおりとする。

(定款変更登記の完了に係る登記事項証明書提出書)

第9条 条例第6条の2の規則で定める様式は、第7号様式のとおりとする。

(事業報告書その他の書類の公開)

第10条 条例第8条の2及び第21条の閲覧又は謄写は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課において行うものとする。

2 前項の閲覧又は謄写を請求しようとする者は、閲覧(謄写)請求書(第8号様式)を知事に提出するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の閲覧又は謄写については、知事が別に定めるところによる。

(解散認定申請書)

第11条 条例第9条の規則で定める様式は、第9号様式のとおりとする。

(解散届出書)

第12条 条例第10条の規則で定める様式は、第10号様式のとおりとする。

ファイルに当該情報を記録する方法

(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(役員変更等届出書)

第5条 条例第4条第1項の規則で定める様式は、第3号様式のとおりとする。

(定款変更認証申請書)

第6条 条例第5条第1項の申請書の様式は、第4号様式のとおりとする。

(定款変更届出書)

第7条 条例第6条の規則で定める様式は、第5号様式のとおりとする。

(事業報告書その他の書類の閲覧)

第8条 条例第8条第5項の閲覧は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課において行うものとする。

2 前項の閲覧を請求しようとする者は、閲覧請求書(第6号様式)を知事に提出するものとする。

(解散認定申請書)

第9条 条例第9条の規則で定める様式は、第7号様式のとおりとする。

(解散届出書)

第10条 条例第10条の規則で定める様式は、第8号様式のとおりとする。

(清算人兼任届出書)

第13条 条例第11条の規則で定める様式は、第11号様式のとおりとする。

(残余財産譲渡認証申請書)

第14条 条例第12条の規則で定める様式は、第12号様式のとおりとする。

(清算終了届出書)

第15条 条例第13条の規則で定める様式は、第13号様式のとおりとする。

(合併認証申請書)

第16条 条例第14条第1項の申請書の様式は、第14号様式のとおりとする。

(検査職員の身分証明書)

第17条 条例第16条の証明書の様式は、第15号様式のとおりとする。

(認定等申請書)

第18条 条例第17条の申請書の様式は、第16号様式のとおりとする。

(定款変更認証に係る定款等提出書)

第19条 条例第18条の規則で定める様式は、第17号様式のとおりとする。

(代表者氏名変更届出書)

第20条 条例第19条の規則で定める様式は、第18号様式のとおりとする。

(役員報酬規程等提出書等)

第21条 条例第20条第1項の規則で定める様式は、第19号様式のとおりとする。

2 条例第20条第2項の規則で定める様式は、第20号様式のとおりとする。

(合併認定申請書)

第22条 条例第22条の規則で定める様式は、第21号様式のとおりとする。

(清算人兼任届出書)

第11条 条例第11条の規則で定める様式は、第9号様式のとおりとする。

(残余財産譲渡認証申請書)

第12条 条例第12条の規則で定める様式は、第10号様式のとおりとする。

(清算終了届出書)

第13条 条例第13条の規則で定める様式は、第11号様式のとおりとする。

(合併認証申請書)

第14条 条例第14条第1項の申請書の様式は、第12号様式のとおりとする。

(合併登記完了届出書)

第15条 条例第15条の届出書の様式は、第13号様式のとおりとする。

(検査職員の身分証明書)

第16条 条例第16条の証明書の様式は、第14号様式のとおりとする。

(内閣総理大臣から送付を受けた書類の写しの閲覧)

第17条 条例第17条の規定による閲覧については、第8条の規定を準用する。

(情報通信の技術の利用)

第23条 条例第23条第1項の規則で定める事項については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

2 条例第23条第2項の規則で定める事項については、次に定めるとおりとする。

(1) 特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第28条第1項及び第2項、第35条第1項、第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第54条第2項から第4項まで（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による書面の備置きを電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第2条第4号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）により行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならないこと。

ア 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 特定非営利活動法人が、前号の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、当該特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成することができなければならないこと。

(3) 特定非営利活動法人は、法第14条、第28条第1項、第35条第1項及び第54条第2項から第4項までの規定に基づく書面の作成を電磁的記録

(情報通信の技術の利用)

第18条 条例第18条第1項の規則で定める事項については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

2 条例第18条第2項の規則で定める事項については、内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年内閣府令第31号）の規定（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）又は特定非営利活動法人に係るものに限る。）の例による。

により行う場合は、当該特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならないこと。

(4) 特定非営利活動法人は、法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第52条第4項及び第54条第5項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の閲覧を電磁的記録により行う場合は、当該事項を当該特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならないこと。

第1号様式から第14号様式までを次のように改める。

特定非営利活動法人設立認証申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所又は居所

氏名

①

電話番号

特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

備考 法第10条第1項各号に掲げる書類を添付すること。この場合において、当該書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類には、それぞれその副本1通を添付すること。

補正書

年 月 日

香川県知事 殿

申立者 住所又は居所

氏名 ⑩

（特定非営利活動法人にあっては、
その名称及び代表者の氏名）

年 月 日に申請した内容について不備があったので、特定非営利活動促進法第10条第3項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり補正を申し立てます。

1 補正する書類の種類

2 補正の内容

3 補正の理由

備考1 1には、申請書を補正する場合にあっては当該申請書の名称（例えば、特定非営利活動法人設立認証申請書）、申請書に添付された書類を補正する場合にあっては当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（例えば、特定非営利活動法人設立認証申請書に添付する法第10条第1項第1号の書類）を記載すること。

2 2には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。

3 補正後の申請書又は当該申請書に添付した書類を添付すること。この場合において、当該書類のうち、当初の申請の際に副本を添付した書類に係るものについては、それぞれその副本1通を添付すること。

第3号様式（第5条関係）

（日本工業規格A列4番）

設立（合併）登記完了届出書

年 月 日

香川県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

⑩

設立（合併）の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項（第39条第2項において準用する同法第13条第2項）の規定により、届け出ます。

備考 法第13条第2項（第39条第2項において準用する法第13条第2項）に規定する書類を添付すること。この場合において、当該書類のうち、登記事項証明書にあってはその写し1通を、財産目録にあってはその副本1通を添付すること。

役員変更等届出書

年 月 日

香川県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名 ㊟

役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所

- 備考1 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任された場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 2 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 3 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 4 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面によって証される住所又は居所を記載すること。
- 5 法第23条第1項の変更後の役員名簿を添付すること。所轄庁が香川県知事である場合は、その副本1通を添付すること。
- 6 役員が新たに就任した場合は、任期満了と同時に再任された場合を除き、法第23条第2項に規定する書類を添付すること。

定款変更認証申請書

年 月 日

香川県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

①

定款の変更の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

備考1 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。

2 法第25条第4項の規定により添付すべき書類を添付すること。この場合において、当該書類のうち、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書には、それぞれその副本1通を添付すること。

3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、備考2に規定する書類のほか、法第26条第2項の規定により添付すべき書類を添付すること。この場合において、当該書類のうち、法第10条第1項第2号イに掲げる書類には、その副本1通を添付すること。

定款変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

㊟

定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

2 変更の理由

備考1 1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて変更した時期を記載すること。

2 法第25条第6項に規定する書類を添付すること。この場合において、当該書類のうち、変更後の定款には、その副本1通を添付すること。

第7号様式（第9条関係）

（日本工業規格A列4番）

定款変更登記の完了に係る登記事項証明書提出書

年 月 日

香川県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

⑩

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、登記事項証明書を提出します。

備考 所轄庁が香川県知事である場合は、登記事項証明書の写しを添付すること。

閲覧（謄写）請求書

年 月 日

香川県知事 殿

請求者 住所又は居所
氏名

特定非営利活動促進法施行条例施行規則第10条第2項の規定により、次のとおり
事業報告書等の閲覧（謄写）を請求します。

- 1 閲覧（謄写）に係る特定非営利活動法人の名称
- 2 閲覧（謄写）しようとする書類

解散認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

⑩

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

備考 法第31条第3項に規定する書面を添付すること。

解散届出書

年 月 日

香川県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

㊟

特定非営利活動促進法第31条第1項第1号（第2号、第4号、第6号）に掲げる事由により解散したので、同条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 解散の理由

2 残余財産の処分方法

備考 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

清算人就任届出書

年 月 日

香川県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

④

清算中に清算人に就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人に就任した年月日

備考 清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

香川県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

⑩

残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 譲渡すべき残余財産

- 2 残余財産の譲渡を受ける者

備考 2には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

清算終了届出書

年 月 日

香川県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

㊟

清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

備考 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

合併認証申請書

年 月 日

香川県知事 殿

合併しようとする特定非営利活動法人（甲）の名称

代表者氏名 ㊦

電話番号

合併しようとする特定非営利活動法人（乙）の名称

代表者氏名 ㊦

電話番号

合併することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 合併後存続する（合併によって設立する）特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

備考 法第34条第4項に規定する書類及び同条第5項において準用する第10条第1項各号に掲げる書類を添付すること。この場合において、これらの書類のうち同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類には、それぞれその副本1通を添付すること。

第14号様式の次に次の7様式を加える。

（表面）

第 号

所属名

職 名

氏 名

写 真

特定非営利活動法人検査職員証

この証を携帯する者は、特定非営利活動促進法第41条第1項（第64条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職権を行うものである。

年 月 日発行

香川県知事 印

（裏面）

特定非営利活動促進法（抜粋）

（報告及び検査）

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告及び検査）

第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3～6 略

7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。

認定特定非営利活動法人認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名 ⑩

認定特定非営利活動法人としての認定を受けたいので、特定非営利活動促進法第44条第2項の規定により、次のとおり申請します。

主たる事務所 の所在地	電話番号	
設立年月日	年 月 日	
事業年度	月 日 ~ 月 日	
過去の認定 及び仮認定 の状況	過去の認定 の有無	有 [有効期間（年 月 日～年 月 日） 認定した所轄庁（ ）] 無
	過去の仮認 定の有無	有 [仮認定を受けた年月日（年 月 日） 仮認定した所轄庁（ ）] 無
	過去の認定 の取消し の有無	有 [認定を取り消された年月日（年 月 日） 取り消した所轄庁（ ）] 無
	過去の仮認 定の取消し の有無	有 [仮認定を取り消された年月日（年 月 日） 取り消した所轄庁（ ）] 無
行っている 事業の概要		
主たる事務所以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職
電話番号		
電話番号		

備考1 「過去の認定及び仮認定の状況」欄は、過去に認定（有効期間の更新を除く。）又は認定の取消しを複数回受けている場合は、直近の認定又は認定の取消しについて記載すること。

2 法第44条第2項の規定により添付すべき書類として、知事が別に定める書類を添付すること。

認定有効期間更新申請書

年 月 日

香川県知事 殿

認定特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

印

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新を受けたいので、特定非営利活動促進法第51条第3項の規定により、次のとおり申請します。

主たる事務所の所在地	電話番号		
認定の有効期間	年	月	日
認定の有効期間の満了日の6月前の年月日	年	月	日
認定の有効期間の満了日の3月前の年月日	年	月	日
事業年度	月	日	日
行っている事業の概要			
主たる事務所以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職	
電話番号			
電話番号			

備考1 「認定の有効期間」の欄には、直近の法第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入すること。

2 法第51条第5項において準用する法第44条第2項(第1号に係る部分を除く。)の規定により添付すべき書類として、知事が別に定める書類を添付すること。

(その3)

(日本工業規格A列4番)

仮認定特定非営利活動法人仮認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

印

仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けたいので、特定非営利活動促進法第58条第2項において準用する同法第44条第2項の規定により、次のとおり申請します。

主たる事務所の所在地	電話番号		
設立年月日	年 月 日		
事業年度	月 日 ~ 月 日		
過去の認定の有無	有 ・ 無		
過去の仮認定の有無	有 ・ 無		
行っている事業の概要			
主たる事務所以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職	
電話番号			
電話番号			

備考 法第58条第2項において準用する法第44条第2項（第1号に係る部分を除く。）の規定により添付すべき書類として、知事が別に定める書類を添付すること。

定款変更認証に係る定款等提出書

年 月 日

香川県知事 殿

認定（仮認定）特定非営利活動法人の名称

代表者氏名 ⑩

定款の変更の認証を受けたので、特定非営利活動促進法第52条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり提出します。

定款変更の認証 年月日	年 月 日
定款変更の内容	
主たる事務所の 所在地	電話番号
従たる事務所の 所在地	電話番号
認定又は仮認定 の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日

備考1 「定款変更の内容」の欄には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。

2 法第52条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）に規定する書類を添付すること。

代表者氏名変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

認定（仮認定）特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

㊟

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所

役員報酬規程等提出書

年 月 日

香川県知事 殿

認定（仮認定）特定非営利活動法人の名称
代表者氏名

㊟

特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり提出します。

主たる事務所の所在地	電話番号
認定又は仮認定の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業年度	月 日 ~ 月 日

備考 法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）に規定する書類として、知事が別に定める書類を添付すること。この場合において、それぞれその副本1通を添付すること。

助成金助成実績提出書

年 月 日

香川県知事 殿

認定（仮認定）特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

印

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり提出します。

主たる事務所の所在地	電話番号		
認定又は仮認定の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
支給年月日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等

備考 「助成事業の対象等」の欄は、事業の内容を具体的に記載すること。

(その2)

(日本工業規格A列4番)

海外送金内容等提出書

年 月 日

香川県知事 殿

認定（仮認定）特定非営利活動法人の名称

代表者氏名 ㊟

海外へ200万円超の送金又は金銭の持出しを行うことになった（行った）ので、特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり提出します。

主たる事務所の所在地	電話番号	
認定又は仮認定の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
金額	使途	予定（実施）年月日
事前に提出できなかった場合の理由		

備考 「事前に提出できなかった場合の理由」の欄は、災害に対する援助を行う場合その他緊急を要する場合において事前の提出ができなかったときに、その理由を具体的に記載すること。

合併認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

認定（仮認定）特定非営利活動法人の名称

代表者氏名 ㊟

認定（仮認定）特定非営利活動法人としての合併の認定を受けたいので、特定非営利活動促進法第63条第3項の規定により、次のとおり申請します。

1 認定（仮認定）特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地等

主たる事務所の所在地	電話番号
認定・仮認定の別	認定 ・ 仮認定
認定又は仮認定の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業年度	月 日 ~ 月 日

2 合併後存続する法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人

特定非営利活動法人の名称		
代表者氏名		
主たる事務所の所在地		電話番号
事業年度		月 日 ~ 月 日
行っている事業の概要		
過去の認定及び仮認定の状況	過去の認定又は仮認定の有無	有 無 〔 認定 ・ 仮認定 有効期間（年 月 日～年 月 日） 認定した所轄庁（ ） 〕
	過去の認定又は仮認定の取消しの有無	有 無 〔 認定の取消し ・ 仮認定の取消し 取り消された年月日（年 月 日） 取り消した所轄庁（ ） 〕

(裏面)

3 合併によって消滅する特定非営利活動法人

1	特定非営利活動法人の名称		
	代表者氏名		
	主たる事務所の所在地		電話番号
	事業年度		月 日 ~ 月 日
	行っている事業の概要		
	過去の認定及び仮認定の状況	過去の認定又は仮認定の有無	有 無
過去の認定又は仮認定の取消の有無		有 無	〔認定の取消し・仮認定の取消し 取り消された年月日(年月日) 取り消した所轄庁()〕
2	特定非営利活動法人の名称		
	代表者氏名		
	主たる事務所の所在地		電話番号
	事業年度		月 日 ~ 月 日
	行っている事業の概要		
	過去の認定及び仮認定の状況	過去の認定又は仮認定の有無	有 無
過去の認定又は仮認定の取消の有無		有 無	〔認定の取消し・仮認定の取消し 取り消された年月日(年月日) 取り消した所轄庁()〕

備考1 「過去の認定及び仮認定の状況」欄は、過去に認定(有効期間の更新を除く。)

又は認定の取消しを複数回受けている場合にあっては直近の認定又は認定の取消しについて、過去に認定及び仮認定のいずれも受けている場合又は認定の取消し及び仮認定の取消しのいずれも受けている場合にあってはそれぞれ認定又は認定の取消しについて記載すること。

2 法第63条第5項において準用する法第44条第2項(第58条第2項において準用する法第44条第2項)の規定により添付すべき書類として、知事が別に定める書類を添付すること。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。